

南砺市告示第121号

南砺市空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月7日

南砺市長 田中 幹夫

南砺市空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 本社又は本部（以下「本拠地」という。）から離れた場所に設置され、本拠地での業務と同様の仕事が行えるよう通信環境が整備されている小規模の事務所をいう。
- (2) 開設 富山県内に事業所を有しない者が、市内で新たにオフィスを開設することをいう。
- (3) 従業員 常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）をいう。）として事業者には雇用されている者をいう。
- (4) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社である法人又は交付申請時に市外に在住する個人事業主で、市外に本社を有するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内で多様な働き方を創出できる環境整備を推進するため、市内

の空き家等を活用してサテライトオフィス等を開設し、事業及び販路の拡大等を積極的に行おうとする事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 市税又は使用料、手数料、分担金その他市に対する債務を滞納していないこと。
- (2) 必要な許認可等を取得している、又は開業までに取得見込みであること。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有していないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと及びこれに類すると認められないこと。
- (4) 補助金の申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、サテライトオフィス等を設置した後3年以上計画的に事業を実施することが見込まれるものであること。
- (5) 新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を1人以上置く事業者であること。

(補助事業、補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。
- 3 既に市の他の補助金等の交付の対象とされた経費は、補助対象経費としない。

(交付期間及び交付回数)

第6条 補助金の交付は、当該サテライトオフィス等の開設の日から3年間とし、同一空き家等につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 市税に係る納税証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前年度から継続して補助金の交付を受けようとするときは、前項に規定する申請書を当該年度の4月末日までに市長に提出するものとする。この場合において、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的の達成及び適正な執行に必要と認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費総額の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業の事業量の20パーセントを超える増減

(事業の遅延等)

第10条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業遅延等承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したとき、並びに第9条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、当該完了若しくは中止又は廃止の日から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の実績報告書に加え、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の請求は、空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金(概算払)請求書(様式第9号)による。

(書類保存)

第14条 交付決定者は、当該補助事業に係る実施状況及び補助金の執行を明らかにするための関係書類を作成し、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(2) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(3) 別表の補助要件の欄に規定する期間を経過する前に補助事業を中止又は廃止したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し返還を命ずるものとする。ただし、交付決定者本人の死亡、事故、病気、災害等のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の返還請求をするときは、空き家活用型サテライトオフィス等開設支援事業補助金返還請求書（様式第10号）による。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の上限	補助要件
1 用地等取得補助事業	サテライトオフィス等を開設するための土地、建物の取得費用	補助対象経費の10分の1以内の額	300万円	1年目のみ対象とする。
2 開設補助事業	サテライトオフィス等の開設に係る改修に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	200万円	1年目のみ対象とする。
3 運営補助事業	サテライトオフィス等に係る土地及び家屋の賃借料（補助事業者の3親等以内の親族又はこれらの者と生計を一にしている者に支払う経費を除く。）		1年当たり36万円	開設後の3年間を対象とする。
	サテライトオフィス等に係る通信回線及び通信機器の使用に要する経費		1年当たり24万円	
	本社又は本部への往復移動に要した交通費（ただし、新幹線、特急電車、高速バス、航空機及び船舶での移動に限る。）		1年当たり15万円	
4 本社機能移転奨励事業	本社移転に伴う事務的経費（法人登記、印刷物等。ただし、登録免許税を除く。）	補助対象経費の10分の1以内の額	50万円	1回限りとする。

	本社移転の前後1年の間に新たに市内に住所を有することとなった新規雇用従業員及び既雇用従業員	1人当たり30万円	300万円	1回限りとする。
--	---	-----------	-------	----------